

## 2015年度税制改正のあらまし

今年度は、法人は減税、資産課税及び、国外所得への課税は厳しくなる傾向にあります。また、贈与

税を中心に次世代への資産承継を促す税制が多く盛り込まれています。

○・・・減税 ×・・・増税 △・・・どちらでもない

| 区分         | 項目                           | 時期                             | 内容  |
|------------|------------------------------|--------------------------------|---|
| 法人税        | 法人税率の引き下げ○                   | 15年4月1日に開始する期～                 | 法人税等（地方税を含む）の実効税率を現行の35.64%から33.10%に引き下げる（東京都のケース）。なお、中小法人の軽減税率については17年3月31日までに開始する期まで適用する。   |
|            | 繰越欠損金の繰越控除限度額の引き下げ×          | 15年4月1日に開始する期～                 | 繰越控除できる限度額を、次のように段階的に見直す。<br>（なお、中小法人等は現行のまま100%控除可能。）<br>①15年4月1日に開始する期～：繰越控除前所得金額の65/100<br>②17年4月1日に開始する期～：繰越控除前所得金額の50/100  |
|            | 欠損金の繰越期間の延長○                 | 17年4月1日以降に開始する期～               | 繰越欠損金の繰越期間を現行の9年から10年に延長する。   |
| 所得税<br>住民税 | NISA口座について限度額の引上げ○           | 16年分～                          | NISA口座の非課税管理勘定に受け入れることができる限度額を現行の100万円から120万円に引き上げる。  |
|            | 財産債務調書の提出基準の見直し△             | 16年分～                          | 現行の提出基準である「所得金額が2,000万円超であること」に加え、「その年の12月31日において有する財産の合計額が3億円以上であること、（後略）」を提出基準とする。  |
|            | ふるさと納税の拡充○                   | 16年分～                          | ふるさと納税の控除限度額を、現行の個人住民税所得割額の1割から2割に引き上げる。  |
|            | 国外居住親族の扶養控除等書類の添付義務化△        | 16年分～                          | 確定申告及び給与等の年末調整において、非居住者である親族に係る扶養控除、配偶者控除等の適用を受ける場合には送金関係書類及び親族関係書類を添付又は提示しなければならない。  |
| 相続税<br>贈与税 | 住宅取得資金の贈与を受けた場合の非課税措置の拡充・延長○ | 15年1月1日以降の取得等に係る契約～（18年まで順次減額） | ①15年1月から15年12月までの契約：1,000万円（一定の省エネ性、耐震性を備えたものについては、1,500万円）<br>②16年1月から19年6月までの契約<br>(イ)家屋等に係る消費税が8%：700万円（一定の省エネ性、耐震性を備えたものについては、1,200万円）<br>(ロ)家屋等に係る消費税が10%：2,500万円（一定の省エネ性耐震性を備えたものについては、3,000万円） |
|            | 結婚・子育て資金一括贈与の非課税措置を創設○       | 15年4月1日～19年3月31日               | 結婚・子育てに充てるため、直系尊属が金銭等を拠出して金融機関に信託等した場合には受贈者（20歳～49歳までに限る。）一人につき1,000万円（結婚資金は300万円）まで贈与税を非課税とする。   |
|            | 教育資金の一括贈与の延長・拡充○             | 16年1月1日～                       | 特例の対象となる教育資金の用途の範囲に、通学定期代、留学渡航費等を加えた上で、適用期限を19年3月31日まで延長する。   |
| 消費税        | 消費税率（国税・地方税）の引上げ×            | 17年4月1日～                       | 消費税率10%への引上げの施行日を17年4月1日とする。また、請負工事等に係る経過措置（8%税率適用）の指定日を16年10月1日とする。  |

(星野 貴亮)